

平成25年7月から

漁業経営セーフティーネット構築事業

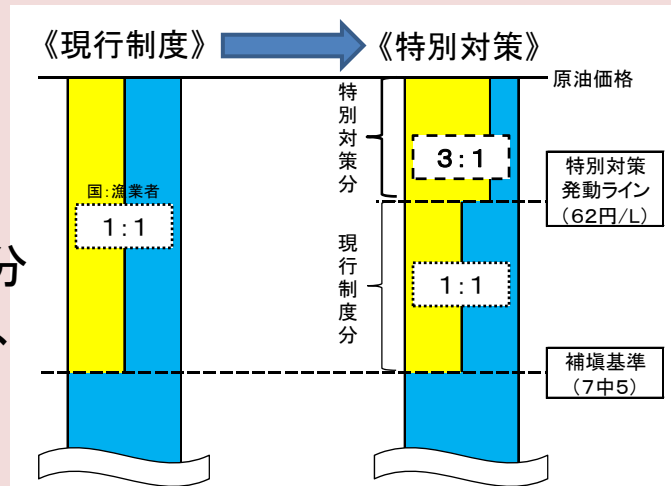
加入者の皆様

漁業用燃油緊急特別対策が始まります。

1. 特別対策の仕組み(SN事業との関係)

○ 漁業用燃油価格の高騰対策としては、国と漁業者が積立を行い、原油価格の四半期平均値が7中5平均値(※1)を超えた場合、超えた分に対して国と漁業者の負担割合が1:1の補填金を支払う、漁業経営セーフティーネット構築事業(SN事業)を実施しています。

○ さらに今回、平成26年度末までの特別対策として、原油価格の四半期平均値が62円(A重油換算値:95円※2)/Lを超えた場合、超えた分の補填金(特別対策分)について、国の負担割合を引き上げ、3:1とすることになりました。



※1 直前7年間の原油価格のうち、高値1年分と低値1年分を除いた5年分の平均値

※2 水産庁推定の京浜地区末端価格をもとに算出(原油価格+33円/L)

ポイント

- ☆ SN事業の加入者は、再加入の手続きなく、特別対策の対象となります。
- ☆ 特別対策分の積立金を別に設けるのではなく、補填金が支払われる際、現行制度の積立金が自動的に特別対策分へ充当され、現行制度分と一緒に加入者に支払われます。
- ☆ 第2四半期から特別対策の支払いを受けるためには、この冊子の2.に記載した要件に関する手続きを9月末までに完了する必要があります。

2. 特別対策補填分の支払いについて

○ 特別対策補填分の支払いを受けるためには、以下の要件に適合しなければならず、その旨を記載した「積増し等申込書」(期中積増しを希望しない場合も、購入数量等を空欄として必ず提出してください。)を漁協もしくは業種別団体へ提出するとともに、②に関する個別の省エネ計画を提出する(※1)必要があります。

- ① 既存の資源管理計画又は漁場改善計画(※2)その他これらに準ずる取組に参加していること。
- ② 平成25年度から26年度末まで取り組む省エネ計画(効果が認められている省エネのための取組のうち、どれに取り組むかを示したもの)を策定・実施すること。

○ 補填金の支払いに際し、加入者の積立金は、まず、国との負担割合が1:1の通常分に充て、その上で残額を1:3の特別対策補填分に充てることとなります。そこで、積立金が少ない加入者のため、期中積増しを1回に限り可能としました(3、4参照)。

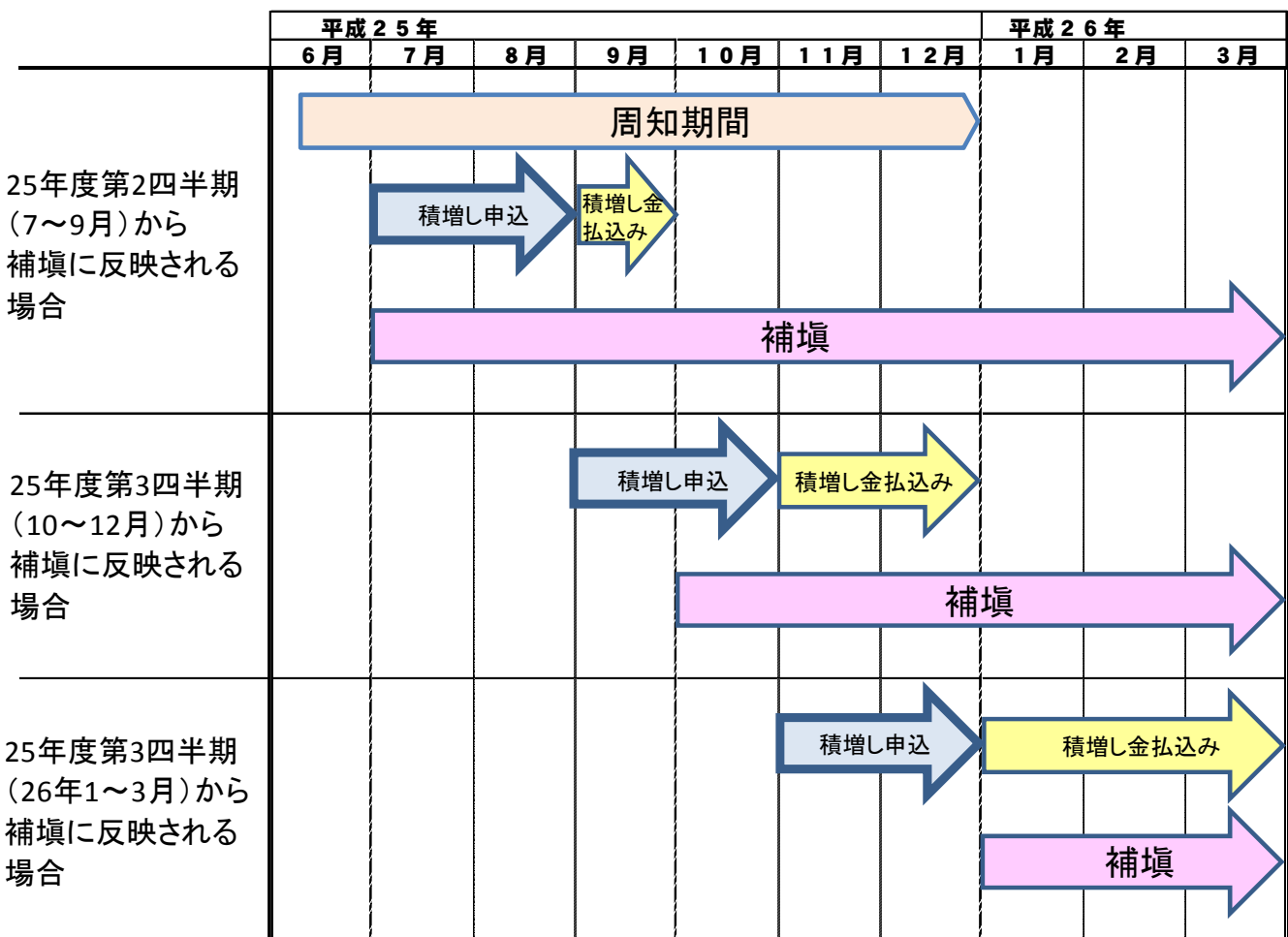
※1 ①及び②については、各「申込書」をもとに、漁協もしくは業種別団体が事実関係を確認し、別途定める様式に取りまとめの上、各四半期ごとの積増し申込受付の締切までに、漁安協へ提出する必要があります。また、②の個別計画については、各四半期ごとの積増し金払込締切までに、漁安協へ提出する必要があります(締切については、3. のイメージ図参照)。

※2 漁業収入安定対策事業等実施要綱(平成23年3月29日付22水漁第2322号農林水産事務次官依命通知)第3の2の(1)に既定する資源管理計画又は持続的養殖生産確保法(平成11年法律第51号)第4条に規定する漁場改善計画。

3. 期中積増しの受付について

- 平成25年度の積立金については、6月末までに払い込みが完了していますが、特別対策の実施に伴い、積立金残額が少ない加入者のため、25年12月末までの特例として、期中積増しを受け付けることになりました。
- 積増しを希望する加入者は、特別対策補填分を受け取るための要件に関し、漁協経由で提出いただく「積増し等申込書」に、積増し単価、積増し金額等を記載の上、平成25年8月末までに提出し、9月末までに積増し金を払い込んでいただければ、7月に遡り25年度第2四半期(7～9月期)分以降の補填に反映させられることとなります。なお、25年度第3・第4四半期分についても、25年中に積増しの機会を設けます。

加入者の期中積増し申込と補填に反映される期間の関係(イメージ図)



※ 26年1月以降は、本制度の原則どおり26年度の積立申込受付を開始することとなる。

4. 積増し金額について

- 積増しを希望する加入者は、25年度当初の積立単価との合計が7,500円/KLとなるよう、以下のいずれかの積増し単価を選択します。
 - ①6,500円/KL、②5,800円/KL、③4,500円/KL、
 - ④3,500円/KL、⑤2,500円/KL、⑥1,000円/KL、
- 積増し金の額は、以下の算式で計算します。
[選択した積増し単価] × [申告する25年度中の購入数量]
- 納入方法は原則一括払いですが、金額が多い方はご相談ください。
なお、積立金を金融機関から借入れる場合、利子助成を行う仕組みも用意していますので、併せて漁協にご相談ください。

5. 年間の燃油使用量50KL以下の加入者特例について

- 年間の燃油使用量が50KL以下の加入者の場合、以下の特例があります。
 - ① 漁協が個々の漁業者の契約を束ね、一つの口座で補填金をまとめて管理する場合、2. ②の要件については、一括加入全体として判断できる
 - ② 補填の際、積立金の残額が1:1の補填分を満たせない場合にも、積立金の2分の1を特別対策補填分に充てることのできる

詳しくは、お近くの漁協もしくは水産庁企画課
(TEL 03-6744-2341)までお問い合わせください。